
電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第9回）
ヒアリング事項回答

株式会社NTTドコモ

ヒアリング事項①

1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

【卸契約であることを特定した契約】

- ① 提供先が番号認定を受けていることの確認
- ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意

【卸契約であることを特定しない契約】

- ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

項目	内容	回答
1-1	①～③について、現時点で、どのような対応を行うことを想定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②について、弊社としましては現時点で卸提供はございませんが、今後新規に卸契約を行う場合には、本連絡会の議論内容に基づき対応させていただきます。 ・③については、サービス提供条件書等への記載を検討しています。
1-2	上記の対応について、契約書（または契約約款）の条項の追加または契約に紐付く書類の追加による対応ではない場合、どういった理由に基づくものか。	—
1-3	契約書（または契約約款）のモデル条項や追加書類の総務省フォーマットの作成の必要性の有無及びその理由について伺いたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性については本連絡会にて各事業者からの意見を踏まえ議論させていただきたいと考えます。

ヒアリング事項②

2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であることの利用者への注意喚起方法

項目	内容	回答
2 - 1	効果的な注意喚起方法に関する提案があれば伺いたい。	利用者への注意喚起方法としては、HP等への掲載による周知が効果的と考えます。
2 - 2	注意喚起に関して、各社統一的な対応を行うことについて意見があれば伺いたい。	注意喚起内容については統一することが望ましいものの、内容や方法については議論が必要と考えます。

ヒアリング事項③

3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度

項目	内容	回答
3-1	<p>認定者リスト公表にあたり、今回の改正で報告規則に記載している、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称 ・当該電気通信事業者の法人番号 ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号 ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別 <p>に加えて、公表すべき事項があれば理由（特に不正利用防止の観点）とともに伺いたい。</p>	特段意見はございません
3-2	<p>認定者リストについては提供先への確認の際への照合で使うことが想定されるが、どの程度での頻度の更新が望ましいと考えられるか。</p>	特段意見はございません

4) 既存契約に対する対応

項目	内容	回答
4-1	<p>連絡会で示した「既存契約に対する提供ルールの適用の基本的な考え方（案）」について、意見があれば伺いたい。</p>	特段意見はございません